

四日市港管理組合公報

第 954 号

平成 27 年 3 月 31 日

火曜日

目次

規則

- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 3
- 四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則 (振興課) 4
- 四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 4

訓令

- 職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 (総務課) 5

公告

- 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 5

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 7

規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 1 号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成 21 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（条例 12 条の 2 の規定による地域手当の支給割合）

2 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年四日市港管理組合条例第 3 号）附則第 10 項の規定により読み替えられた条例第 12 条の 2 第 2 項各号の規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

支給割合	支給地域
100 分の 7	四日市市

別表 5 級地の項中「四日市市 津市」を「四日市市」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 2 号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和 46 年四日市港管理組合規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「平成 31 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附則第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定は、四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年四日市港管理組合条例第 3 号）附則第 8 項の規定により条例附則第 9 項の規定が適用されないこととなつた職員には適用しない。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 3 号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和 46 年四日市港管理組合規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「該当する職員」の次に「(地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、「同項第 2 号」を「同項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 4 号

四日市港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港ポートビル条例施行規則（平成 11 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）展望展示室の項第 1 号中「、4 月から 6 月まで及び 12 月から 3 月までの月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）」を「（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第 5 号

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 7 条中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 1 項」に、「管理者が定める」を「別に定める」に改める。

第 9 条第 2 項中「管理者が定める」を「別に定める」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第 1 号

府 中 一 般

職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和 56 年四日市港管理組合訓令第 1 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「属する職員」の次に「（臨時に任用された職員及び非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）」を加える。

第 6 条第 1 項中「資するため」の次に「、原則として勤務時間中において上衣を着る際には、」を加え、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成 6 年四日市港管理組合規則第 5 号）第 4 条第

4 項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）第 81 条第 3 項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受付期間	受付場所
平成 27 年 4 月 1 日（水）から 平成 28 年 3 月 31 日（木）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4 月 1 日から 6 月 30 日までの受付分・・・平成 27 年 8 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日までの受付分・・・平成 27 年 11 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日までの受付分・・・平成 28 年 2 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

1 月 1 日から 3 月 31 日までの受付分・・・平成 28 年 5 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

となります。

ただし、受付の末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、休日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなし

ます。

(2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受付期間	受付場所
平成 27 年 4 月 1 日（水）から 平成 28 年 3 月 31 日（木）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4 月 1 日から 6 月 30 日までの受付分・・・平成 27 年 8 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

7 月 1 日から 9 月 30 日までの受付分・・・平成 27 年 11 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

10 月 1 日から 12 月 31 日までの受付分・・・平成 28 年 2 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

1 月 1 日から 3 月 31 日までの受付分・・・平成 28 年 5 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

となります。

ただし、受付の末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、休日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課総務・調整担当

電話 059-366-7009

監査委員公表

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市港管理組合

監査委員 伊 藤 晃

監査委員 森 野 真 治

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合	実施年月日	平成 26 年 9 月 17 日、18 日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
(1) 備品の管理体制	<p>(1) 備品の管理体制</p> <p>備品については、毎年 3 月末日時点で各担当課において、使用状況・稼働状況・安全性・破損の有無・劣化状況等について現物実査を行い記録を残すこと。加えて会計管理者は 5% 以上を目安に抽出実査を行うよう努められたい。また、公印及び金庫等の鍵の日常管理を徹底し、事故等の起りにくくい状況を作り上げていくことに一層留意すること。</p> <p>組合財産管理の責任遂行の証明と職員の事故予防は管理の重要なポイントであることを再認識すること。</p>		
(2) 時間外勤務及び職員の健康管理について	<p>(2) 時間外勤務及び職員の健康管理について</p> <p>職員の時間外勤務について、管理組合においては突出した時間外勤務は見受けられないが、管理職は業務遂行でのケアとあわせて、職員の生活面・メンタル面も含めた健康管理に注意を払うこと。また、産業医等への相談しやすい環境づくりにも留意されたい。</p> <p>金庫等の鍵の管理については、勤務時間中は総務・調整担当副課長が、保管場所に確かに保管されているか定期的に確認することとした。</p> <p>また、公印の管理については、勤務時間中であっても、他者から容易に認知できる場所に置かないよう、公印取扱主任者が保管し、使用の必要がある都度、保管場所から取り出して使用することとした。</p> <p>金庫等の鍵の管理については、勤務時間中は総務・調整担当副課長が、保管場所に確かに保管されているか定期的に確認することとした。</p> <p>管理組合では、職員一人ひとりの仕事と生活の両立の実現を図るため、「ワーク・ライフ・マネジメント」の考え方を踏まえ総勤務時間縮減の取組を実施し、管理職は時短を意識したマネジメントを積極的に行っているところです。</p> <p>また、メンタルヘルスケアにつきましては、毎年度全職員を対象とした研修を行っており、管理職だけでなく、一般職員も含めて健康管理に注意を払うよう心がけているところです。</p> <p>さらに、産業医への相談については、1 ヶ月の時間外勤務時間数が 80 時間以上の過重労働者だけでなく、80 時間未満であっても前月以前と比較して著しく増加している職員につきましては、面接指導を勧奨しているところです。</p>		

(3) コンプライアンスの徹底について
コンプライアンスについては、公用車の車検切れ・運転免許の所持状況等に係るコンプライアンス違反が他の公共団体で見受けられる。管理組合においても定期的に点検するなどして、その徹底を図ること。

(3) コンプライアンスの徹底について
公用車の車検満了期間の確認については、所有する車両の情報に関する一覧表を作成し、車検切れがないよう適切に管理をしています。

また、職員の運転免許の所持状況及び有効期限の確認については、平成 26 年 8 月に、すべての職員に対して実施したところ、全員が問題ありませんでした。今後は、毎年度初めに職員の運転免許の所持状況等についての確認を行っていきたいと考えます。

今後とも監査委員の意見を踏まえ、コンプライアンス意識を持って、適切に業務を遂行したいと考えます。

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 総務課	実施年月日	平成 26 年 9 月 17 日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】 (1) 委託業務の確認等について 委託業務については、各担当課において、契約条項の精査を徹底し、法的に不備のないように努められたい。また、委託業務の見直しや、有効性・妥当性確保のための原価分析と価格引下げにも努めること。 日常の業務管理については、仕様書との対比を軸に業務の検査を行い、記録を残すことにより委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止などに努めること。	【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】 (1) 委託業務の確認等について 県民・市民や港湾を利用する皆さんから信頼され、安心して管理組合の運営を任せていただけるよう、業務の執行にあたっては、日頃からコンプライアンスの意識を持ち、チェックを行い取り組んでいるところです。 特命随意契約業務を含む全ての委託契約業務については、契約ごとに担当者が定期的に現場確認や書類審査等を行い、仕様書に基づき適正に行われているかどうかをチェックしており、所属長・上司による抽出検査も実施しているところです。 これまで以上に上司・担当間のチェック体制を徹底させ、業務の更なる改善に努めるとともに、受託業者の業務に対する意識強化を図ります。		
(1) 職員の任用について 四日市港管理組合の職員構成については、国、三重県及び四日市市からの派遣職員が全体の約 4 分の 3 を占めており、プロパー職員の比率は約 4 分の 1 である。しかし、県・市派遣の職員は数年で人事異動があることを考えると、四日市港管理組合を将来にわたり継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要である。今後も全体の年齢バランス等を考慮し、人材育成の観点も見据えプロパー職員の適切な採用や人事配置に努められたい。	(1) 職員の任用について プロパー職員が有する専門的な知識や能力を港湾業務全般で活用していくことは、今後ますます重要になっていくと考えています。 こうしたことから、プロパー職員の採用については、中期的な観点から職員構成や職員配置、採用のあり方について検討し、プロパー職員を増員するため、平成 24 年度から計画的な採用を始め、平成 25 年度には航海士を 1 名採用し、平成 25 年度は退職者補充にかかる機関士の採用試験を行い今年度 1 名採用しました。さらに、今年度も採用試験を実施し、機関士 2 名を採用したところです。 一方、プロパー職員の人材育成については、職員に幅広い経験を積ませるため、今までに港営課以外の所属（総務課など）への配置や県市への研修派遣を行ってきました。県市への研修派遣については、職員の採用ができていなかつたため、平成 23 及び 24 年度は休止をしていましたが、平成 25 年度に再開し、県防災対策部に派遣しています。 また、管理職への登用については、職員の能力に応じた任用に努めているところであり、今年度については 2 名任用しました。		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 総務課	実施年月日	平成 26 年 9 月 17 日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
(2) 工事・委託契約の入札情報について 公共工事等の入札・契約制度については、三重県に準じて要綱・要領の改正を行い、それらに基づいて処理がされている。今後も、県の動向に注意を払いつつ、競争性・公平性を十分確保するとともに、入札については、より広く関係者に入札情報を提供できるよう、より効果的な方法を検討すること。	(2) 工事・委託契約の入札情報について 公共工事等の入札・契約制度については、三重県に準じて、随時制度の改善を進めてきたところです。 引き続き入札における競争性・公平性の確保に努めるとともに、入札情報の提供方法については、他団体の取組を参考にしながら、より効果的な方法を検討していきます。		
(3) 貸与品の管理について 作業着等転用や換金が容易な貸与品については、未使用品等在庫物品の日々の入出庫確認や月末時在庫実査などの厳重な管理を再徹底すること。加えて、上司による抽出実査を実施されたい。	(3) 貸与品の管理について 個々の職員への貸与品を除く被服（貸与していない被服を含む。）の管理については、常時施錠している部屋に保管しているところですが、監査委員の意見を踏まえ、受入数と払出数について保管簿等で管理を行い、常に在庫実数と保管簿上の保管数との整合性が保たれるよう厳重な管理を徹底することとしたいと考えます。		
(4) 予算・実績差異分析 予算・実績差異分析については、不用額の発生要因を分析し検証することで、その減少に努めること。（平成 25 年度決算審査意見書参照）	(4) 予算・実績差異分析 予算の執行にあたっては、計画的・効率的な執行に努めているところであります、適時・的確な予算措置を講じていきます。 不用額については、発生要因の分析等を行っているところですが、業務の効率化や入札差金などの職員の節減努力等によるものを除いては極力発生を抑えるよう、より一層予算の精度を向上させることに努めています。		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 企画課	実施年月日	平成 26 年 9 月 18 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
(1) 港湾運営の民営化について 特例港湾運営会社化による、管理組合にとってのコストメリットやサービス活動の改善度などを常に把握できるシステムを導入し、監視・牽制を継続する必要がある。加えて、特例港湾運営会社そのものの生産性や収益性などの経営状態の把握に努め、健全経営へのケアにも注意を払うこと。		(1) 港湾運営の民営化について 当管理組合は、特例港湾運営会社として指定を受けた「四日市港埠頭株式会社」に対し、12.5%の出資を行っており、また、当管理組合常勤副管理者が代表取締役、経営企画部長が監査役として役員に選任されています。 このため、役員会への出席、議案承認（不承認）、各期末決算など、重要事項の確認などに出资者及び役員としての立場で関与していくことで、管理組合としての意思反映や経営状況の把握等に努めます。	
(2) 統計調査データの活用について コンテナ貨物流動調査等の統計データについては、戦略的に分析し関係課にフィードバックすることにより、今後のポートセールスなどに活用させ、各課を支援できるよう努められたい。		(2) 統計調査データの活用について 統計データについては、申告義務者から港湾各種データの提供を頂いた後、毎月資料としてとりまとめ、管理組合の全部課長以上が出席する会議において最新状況を周知発表しています。 また、ポートセールス、航路誘致、港湾整備担当へは、その時々のニーズに合わせたデータ、資料を提供しており、今後も継続して支援を行っていきます。 また、コンテナ貨物流動調査のデータについては、詳細かつ戦略的な分析に基づく報告書を作成するため、業務委託を行っているところであり、その分析を踏まえ、今後のポートセールスに活用していきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 振興課	実施年月日	平成 26 年 9 月 18 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】 (1) 委託業務について <p>委託業務については、各担当課において、契約条項の精査を徹底し、法的に不備のないように努められたい。また、委託業務の見直しや、有効性・妥当性確保のための原価分析と価格引下げにも努めること。</p> <p>日常の業務管理については、仕様書との対比を軸に業務の検査を行い、記録を残すことにより委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止などに努めること。</p>		【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】 (1) 委託業務について <p>展望展示室の管理運営委託について、人件費の高騰等の問題もありますが、体制や開館日数等の見直しを含めて、価格上昇の抑制に向けた検討を行っていきます。</p> <p>また日常の業務管理について、執務日誌の確認を行うほか、職員が出退勤時における事務連絡や現場確認によって牽制を行うなど、委託業務の適正な執行と事故の防止等に努めています。</p>	
(1) ポートセールスについて <p>平成 25 年の外貿コンテナ貨物取扱量は約 19 万 4 千 TEU で、過去最高の結果となった。しかし、県内企業の四日市港利用率は約 3 割という状況が続いている。今後は、具体的な営業目標を定め、効果的なポートセールスを実施するよう努められたい。</p>		(1) ポートセールスについて <p>5 年毎に実施されている「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」の 2013 年度の結果によると、県内企業の四日市港利用率は 31.6% となり、前回実施した 2008 年度の 28.8% から着実に伸びています。今後も県内利用率を高めるためには、航路数を増やすなど、荷主の利便性を更に高めながら、広く利用優位圏貨物の集荷拡大を図っていきます。</p> <p>昨年度から、企業訪問目標件数を定めるだけでなく、四日市港説明会や四日市港見学会の開催、メッセへの出展を同一地域で関連付けて実施するなど、戦略的にポートセールスを行っています。</p> <p>今後も効果的なポートセールスを実施し、県内企業の利用率向上に努めていきたいと考えています。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 振興課	実施年月日	平成 26 年 9 月 18 日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
(2) 展望展示室について	<p>(2) 展望展示室について</p> <p>ポートビル 14 階の展望展示室については、展示施設の老朽化とともに目新しさが薄れつつあることが懸念される。ナビゲーションシアターなどの既存展示施設については何らかの改修を行うことにより今後の活用を工夫されたい。加えて、近年の工場夜景ブームを利用するなどして有料入場者数の増加による収入増に努められたい。</p>		
(3) 親しまれるみなとづくり	<p>(3) 親しまれるみなとづくり</p> <p>親しまれるみなとづくりについては、様々な広報活動やイベントを通じ集客を図っているが、現状では十分な効果がでているとは言いがたい。</p> <p>親しまれるみなとづくりのイメージの見直しを含め、県民・市民が行ってみたいと思う、「明るく、楽しい、魅力あるみなとづくり」を目指して改善に取り組まれたい。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 港営課	実施年月日	平成 26 年 9 月 17 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】			【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】
(1) 委託業務について			(1) 委託業務について
<p>委託業務については、各担当課において、契約条項の精査を徹底し、法的に不備のないように努められたい。また、委託業務の見直しや、有効性・妥当性確保のための原価分析と価格引下げにも努めること。</p> <p>日常の業務管理については、仕様書との対比を軸に業務の検査を行い、記録を残すことにより委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止などに努めること。</p>			<p>委託業務については契約条項の精査を行い、法的な不備がないことを確認するとともに、内容の見直しを行い、より有効性の高い業務内容へと改善を行い、それにより価格の引き下げに努めます。</p> <p>委託業務の検査については、契約ごとに作成したマニュアルや仕様書に基づき担当者が定期的に現場確認や書類検査等を行い、適正に業務が行われているかどうかをチェックしており、所属長・上司による抽出検査も実施しているところです。</p> <p>これまで以上にチェック体制を強化し、業務の更なる改善に努めるとともに、受託業者の業務に対する意識強化と事故の防止に努めます。</p>
(1) 使用料計算の原価分析について			(1) 使用料計算の原価分析について
<p>入港料や岸壁・さん橋等使用料の計算にあたっては、必要原価（減価償却費・人件費・修繕費など）の積算に基づく使用料（=要回収額）と経営戦略上設定している使用料を明示し、その考え方を、職員はじめ県民・市民にもわかりやすく説明できるようにして、全員理解・全員参加の組合経営を期されたい。また、担当職員の一人一人がその原価分析の内容を理解することにより、さらに合理的な業務改革やより競争力のある料金サービスの導入も検討すること。</p>			<p>港湾施設使用料（料率）については、定期的（概ね 3 年周期）に見直しを行っていますが、今後も引き続き、経営の健全性の維持とともに、港湾競争力の向上・港湾振興のため、効果的な使用料の設定に向けて取り組みます。</p> <p>料金の設定については、その根拠を明確にし、職員一人一人がその考え方を理解することで、更なる業務改善に努めるとともに、県民・市民にもわかりやすく説明できるよう取り組みます。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 整備課・施設保全課	実施年月日	平成 26 年 9 月 17 日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】 (1) 委託業務について 委託業務については、各担当課において、契約条項の精査を徹底し、法的に不備のないように努められたい。また、委託業務の見直しや、有効性・妥当性確保のための原価分析と価格引下げにも努めること。 日常の業務管理については、仕様書との対比を軸に業務の検査を行い、記録を残すことにより委託業務の適正な執行や業務の更なる改善、事故の防止などに努めること。	【総務課・振興課・港営課・整備課・施設保全課 共通事項】 (1) 委託業務について 四日市港環境調査や防潮扉等の点検業務などの委託業務について、管理組合の関係規則等に基づき担当者が契約条項の精査を実施するとともに、委託業務の有効性・妥当性を確保するため業務や仕様書の内容等について必要に応じて見直しを行ってまいります。 また、日常の業務管理については、受託業者との打合せや業務履行現場での立会い等を通して、仕様書に基づき適正に業務が履行されているかを確認するとともに、打合せ記録簿等に記録を残すことで業務の適正な執行や更なる改善等に努めていきます。		
(1) 岸壁の整備の優先順位について 岸壁等の港湾施設については、老朽化が著しいことから、構成団体である県、市とも相談し、経年数順や破損・危険レベル順などで優先順位を決定し、早急かつ計画的に整備を進められたい。	(1) 岸壁の整備の優先順位について 港湾施設の老朽化対策としては、施設の利用頻度や、老朽化の程度（劣化や危険性の程度）及び施設の使用が制限されたときの代替施設の確保の困難さ等をもとに重要性・優先順位を設定するとともに、損傷が深刻化してから修繕を行う「事後保全型」に替えて損傷が深刻化する前に修繕する「予防保全型」を基本としていることでライフサイクルコストの削減や維持補修コストの平準化を図れることから、施設毎に、順次、維持管理計画を策定のうえ計画的な修繕による施設の機能維持に取り組んでいきます。また、老朽化施設の全ての保全を図ることは困難であることから、施設の廃止や利用転換も視野に入れるとともに、県市の理解のもと、財源等の施設保全に必要な経営資源の確保に努め、老朽化対策を計画的に進めます。		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象 部局	四日市港管理組合経営企画部 整備課・施設保全課	実施年月日	平成 26 年 9 月 17 日
監査の結果	講じた措置（処理状況）		
(2) 緑地施設の維持管理費について 緑地施設の維持管理については、電気・水道料金等一般経費のみで年間約 1,000 万円かかっており、中身を精査のうえ、委託料引下げや維持方法の改善などを行い、年間経費の節減に努めること。	<p>(2) 緑地施設の維持管理費について 緑地施設（緑地、公園）に係る維持管理費は、植栽管理（芝刈り、除草、剪定等）、遊具類・トイレ等の設備の点検・補修及び清掃（対象に公園池を含む）に係る委託等費用の他、照明灯、トイレ及び噴水等の設備に係る電気・水道等の料金で構成されています。</p> <p>本件費用については、これまで、健全な芝生管理や利用者の衛生面・安全面に配慮のうえ、植栽管理におけるNPO法人の活用や可能な範囲内での管理組合職員直営による剪定等の実施、並びに、照明灯及び噴水等の動作の時間や規模等の見直し等により、圧縮に努めてきました。</p> <p>今後も、このような取組を継続するとともに、当施設に必要な機能の水準を見極めながら、植栽管理の規模や電気・水道関連施設の運用方法等の見直しを通じ、経費節減に努めます。</p>		

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>